

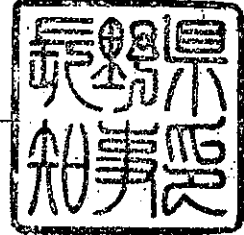


27 行 第 23 号

平成 27 年 (2015 年) 6 月 8 日

長野県行政機構審議会会長 様

長野県知事 阿 部 守



現地機関の組織体制を中心とした県の行政機構のあり方について (諮問)

人口減少社会の到来や経済の成熟化など、時代の大きな転換点を迎える中、本県では平成 25 年に総合 5 か年計画 (しあわせ信州創造プラン) を策定し、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けて取り組むため、平成 26 年 4 月に本庁部局の組織体制を中心とした組織の見直しを行いました。

現在、県では、地方創生のフロントランナーとなるべく、「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」に向けた施策の具体化を進めています。

こうした中、県の現地機関には、「しあわせ信州創造プラン」や地方創生を推進するにあたり、地域が抱える様々な課題への主体的かつ総合的な取組や、県土が広く、市町村数や小規模町村が多いという本県の特徴を踏まえた効果的な市町村支援や住民の利便性への配慮などがこれまで以上に求められています。

その一方で、限られた財源の中で、時代の変化に対応し、必要な機能を発揮するため、現地機関の組織の効率化を図っていくことも重要な課題となっています。

また、県の試験研究機関についても、本県の特徴ある産業振興に貢献し、地域経済を活性化していくために、機能や連携を強化していく必要があります。

ついては、現地機関の組織体制を中心とした県の行政機構のあり方について、長野県行政機構審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。